

令和7年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(厚生労働省7(Ⅱ－1－1))

* 厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策目標を設定して、政策を実施しています。

施策目標名(政策体系上の位置付け)	食品等の飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止すること(施策目標Ⅱ－1－1) 基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること 施策大目標1：食品等の安全性を確保すること	担当 部署名	健康・生活衛生局 食品監視安全課	作成責任者名	食品監視安全課長 今川 正紀
施策の概要	1. 食品安全行政の概要 ○ 本施策は、食品衛生法等に基づき、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的としている。				
	(1)規格基準の設定及び見直し ・ 残留農薬・食品用容器包装等の規格基準の策定等を計画的に進めている。特に、食品中の残留農薬の暴露評価について、国際的な整合化を図るため、手法の高度化に向けた取組を実施している。 ・ また、新たな育種技術(ゲノム編集技術等)や従来にはない新規食品(培養肉等)について、最新の科学的知見や海外の取組状況等の収集及び安全性確保に係る検証を実施している。 なお、令和6年4月1日より消費者庁へ移管された。				
	(2)計画に基づく監視指導 ・ 食品衛生法に基づく監視指導を効率的かつ効果的に実施するため、「食品衛生に関する監視指導に実施に関する指針」に基づき、輸出国対策及び輸入時対策については厚生労働省が、国内流通時対策については都道府県等が地域の実情に応じて、毎年度、監視指導計画を策定、公表の上、適切な監視指導を実施している。				
	(3)輸入食品の安全性確保 ・ 毎年度「輸入食品監視指導計画」を定め、①輸出国段階、②輸入時の水際対策、③国内流通時の三段階で対策を実施している。 ・ 輸出国における衛生対策としては、違反原因の究明及び再発防止対策の確立を要請するとともに、二国間協議を通じて生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施、担当官の派遣・調査等を実施している。 ・ 輸入時の対策では、輸入業者に対して、輸入の都度、届出を義務付け、事業者からの輸入前相談に対応するとともに、多種多様な輸入食品を幅広く監視するため、年間計画に基づくモニタリング検査を実施している。モニタリング検査における違反状況を踏まえ、違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品については、輸入の都度、輸入者に対して検査命令を実施している。 ・ 国内流通時の対策では、都道府県等監視指導計画に基づき、都道府県等が店舗等から輸入食品を抜き取り、検査や指導を行っている。				
	(4)食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施 ・ 食品安全に対する消費者の意識の高まり等に対応するため、食品安全基本法や食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換を行っている。				
	2. 食品衛生法の改正について ○ 平成15年の食品衛生法等の改正から約15年が経過し、共働き世帯や高齢者単身世帯の増加を背景に、調理食品、外食・中食への需要の増加や健康食品への関心の高まりなど食のニーズの多様化や輸入食品の増加など食のグローバル化の進展といった我が国の食を取り巻く環境が変化している。 ○ このような変化の中で、都道府県等を超える広域的な食中毒事案の発生や、食中毒の発生数の下げ止まり傾向があり、事業者における一層の衛生管理や、行政による的確な対応が喫緊の課題となっている。さらには、食品の輸出促進等も見据え、国際標準と整合的な食品衛生管理が求められている。 ○ こうした状況を踏まえ、食品の安全を確保するため、以下のような点を改正内容とする「食品衛生法等の一部を改正する法律」(平成30年法律第46号)が順次施行されており、令和3年6月には完全施行された。				
	【改正の概要】 (1)広域的な食中毒事案への対策強化〔平成31年4月1日施行〕 ・ 広域的な食中毒事案の発生・拡大防止のため、国と関係自治体が相互に連携・協力を行うための場として、地域ブロックごとに新たに「広域連携協議会」を設置し、緊急時には、協議会を活用して広域的な食中毒事案に対応する。				
	(2)HACCPに沿った衛生管理の制度化〔令和2年6月1日施行(1年間の経過措置あり)〕 ・ HACCP(ハサップ)とは、原料の受入から製造、製品の出荷までの一連の工程において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法。 ・ 一般的な衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を、原則としてすべての食品等事業者に対して求める。<HACCPに基づく衛生管理> ・ ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、各業界団体が作成する手引書を参考に、簡略化されたアプローチによる衛生管理を求める。<HACCPの考え方を取り入れた衛生管理>				
	(3)特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の届出を義務化〔令和2年6月1日施行〕 ・ 内閣総理大臣が定める特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害が発生した場合、事業者から行政へ当該情報を届け出ることを義務化し、健康被害発生時に、注意喚起・改善指導・販売禁止等の措置を講じるに足る必要十分な情報収集等が可能となる。なお、令和6年4月1日より消費者庁へ移管された。				
	(4)国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備〔令和2年6月1日施行〕 ・ 食品用器具・容器包装の安全性や規制の国際整合性の確保のため、規格が定まっていない原材料を使用した器具・容器包装の販売等の禁止等を行い、安全性を評価した物質のみ使用可能とする(ポジティブリスト制度の導入)。				
施策を取り巻く現状	(5)営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設〔令和3年6月1日施行(営業許可業種によっては経過措置あり)〕 ・ HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、営業許可の対象業種以外の事業者の所在等を把握するため、届出制度を創設。 ・ 営業許可については、実態に応じたものとするため、食中毒リスク等を考慮し、見直し(32許可業種に見直し)。				
	(6)食品等リコール情報の報告制度の創設〔令和3年6月1日施行〕 ・ 事業者による食品等のリコール情報を行政が確実に把握し、的確な監視指導や消費者への情報提供につなげ、食品による健康被害の発生を防止するため、事業者がリコールを行う場合に行政への届出(食品衛生申請等システムに入力等)を義務付け。				
	(7)その他 輸出国において検査や管理が適切に行われた旨を確認し、輸入食品の安全性を確保するため、食肉等のHACCPに基づく衛生管理や、乳及び乳製品・一部の水産食品の衛生証明書の添付を輸入要件化する。				
施策を取り巻く現状	残留基準の設定については、平成30年度に農薬取締法が改正され、全ての農薬を対象に、定期的に、最新の科学的知見に基づき安全性等の再評価を行う再評価制度が導入されたことから、再評価の本格化に伴い、厚生労働省において見直すべき農薬等の品目数が、大きく増加する見込みである。 なお、令和5年5月に成立した生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律に基づき、食品衛生基準行政については令和6年4月から消費者庁へ移管された。				
	食中毒の事件数は、1998(平成10)年をピークにおおむね減少傾向を示してきたが、近年では1,000件前後で推移している。 輸入食品の届出件数は、食品流通のグローバル化の進展、消費者ニーズの多様化などを背景に近年増加傾向にある。				
	平成21年度の消費者庁設置を背景に、以前にも増して食品安全に対する消費者の意識が高まっている。				

施策実現のための課題	1	食中毒事件数は近年下げ止まりの傾向にあるほか、高齢化による食中毒リスク増加の懸念などもあり、食品の安全性の更なる向上が求められている。	
	2	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、適切な監視指導を徹底するための体制強化が求められている。	
	3	食品安全に関する施策の情報を消費者等に積極的に情報提供するとともに、消費者等からの意見を聴取し、消費者等との相互関係を形成する必要がある。	
各課題に対応した達成目標	達成目標/課題との対応関係		達成目標の設定理由
	目標1	HACCPの定着など国内外の状況を踏まえた的確な監視・指導対策の推進等	HACCPに沿った衛生管理の定着による食品等事業者の衛生管理水準の更なる向上を図るとともに、輸出先国が求める衛生管理基準に対応した食品の輸出促進につなげるため、HACCP普及のための事業者や地方公共団体の人材育成事業、輸出相手国との相互認証の推進などの各種施策を実施する必要がある。 また、NACCS(輸出入・港湾関連情報処理システム)による衛生証明書等の輸出関連手続を電子化するとともに、輸出食肉・水産食品取扱施設の認定等を行っていく必要がある。
	(課題1)		
	目標2	検疫所における水際対策等の推進	我が国への海外からの輸入食品の増加が続いていることを踏まえ、食の安全・安心を守るため輸入食品の適切な監視指導を徹底するための人員を含めた体制強化を図り、輸入食品監視指導計画に基づく検疫所における監視指導を強化する必要がある。
	(課題2)		
	目標3	食品安全に関するリスクコミュニケーションの実施等	食品安全に対する消費者の意識の高まりなどに対応するため、食品安全基本法及び食品衛生法に基づき、消費者等への積極的な情報提供や双方向の意見交換が求められている。 また、食中毒の予防や食品中の化学物質等の検査法等の課題について、科学的根拠に基づく調査研究を進める。
	(課題3)		

達成目標1について													
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
						年度ごとの実績値							
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度			
1	大規模食中毒の発生件数(アウトカム)	—	—	過去5年の発生件数の平均と同水準以下	毎年度	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	過去5年の発生件数の平均と同水準(2件)以下	・ 食品流通が広域化しており、食中毒が全国的に散発して発生する傾向があることから、各都道府県等における的確な監視指導を効果的・効率的に実施するとともに、国においても適切な技術的助言、関係機関との情報共有を図るなど継続して食中毒対策を強化する必要があることから、本指標を設定する。 (大規模食中毒とは、食中毒患者等が500人以上が発生し、又は発生する恐れがある食中毒をいう(食品衛生法施行規則第77条)。)	・ 食中毒は、性質上突発的に起きる事案であることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、毎年なるべく最少件数を目指しつつも、過去5年の平均を水準とし、毎年度それ以下を目標値とする。 (参考)平成30年:2件、令和元年:0件、令和2年:3件	
2	許可を要する食品関係営業施設の禁停止命令を受けた施設数(アウトカム)	—	—	過去5年の施設数の平均以下	毎年度	過去5年の施設数の平均(662件)以下	過去5年の施設数の平均(579件)以下	過去5年の施設数の平均(743件)以下	過去5年の施設数の平均(710件)以下	過去5年の施設数の平均以下	・ 都道府県等において監視指導を効果的・効率的に実施することにより、基準に違反した営業施設の数を低減し、食品の適切な衛生管理を行うよう、適切な措置を講じる必要があることから、営業施設の基準を遵守する施設割合を測る指標として、本指標を設定する。 ・ 衛生行政報告例(政府統計の窓口) URL: http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/NewList.do?tid=000001031469 (参考)平成27年度実績:754件、平成28年度実績:774件、平成29年度:実績711件、平成30年度実績:857件、令和元年度実績:618件、令和2年度実績:350件		
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	選定理由		
3	食中毒による死者数 出典:「食中毒統計調査」 (厚生労働省ホームページ: http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/112-1.html)					2名(年次集計)	5名(年次集計)	4名(年次集計)	3名(年次集計)		食中毒による死亡者数については、食品等事業者の衛生管理水準を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)平成28年:14名、平成29年:3名、平成30年:3名、令和元年:4名、令和2年:3名		
達成手段1 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額										
(1)	BSE対策など食肉の安全確保対策推進事業 (平成14年度)	※	※	※	—	※					002358		
		※	※										
(2)	輸入食品の監視体制強化等事業 (平成21年度)	※	※	※	—	※					002357		
		※	※										

達成目標2について												
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
						年度ごとの実績値						
						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度		
4	輸入食品モニタリング検査達成率(アウトプット)	—	—	100%	毎年度	100%	100%	100%	100%	100%	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしているため。 (参考)算出方法は以下のとおり。算出式X/Y ・分母Y:モニタリング検査計画件数(令和6年度:100,224 件) ・分子X:モニタリング検査実施件数(令和6年度:100,982 件)	輸入食品監視指導計画に基づき策定したモニタリング計画において、統計学的に一定の信頼度で違反を検出することが可能となる件数を検疫所に割り当てて検査を実施することとしていることから、目標値を達成率(計画件数に対する実施件数の割合)100%とした。 ・令和7年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506_00003.html ・令和6年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59742.html (参考)平成30年度実績:101%、令和元年度実績:101%、令和2年度実績:102%
5	輸入食品の規格基準等の違反件数(アウトカム)	—	—	過去5年の件数の平均以下	毎年度	過去5年の件数の平均以下(766件)	過去5年の件数の平均以下(773件)	過去5年の件数の平均以下(765件)	過去5年の件数の平均以下(761件)	過去5年の件数の平均以下(755件)	・ 輸入食品の安全性は、輸出国段階、輸入時段階、国内流通段階における三段階で確保が行われている。 ・ 輸出国段階においては、違反食品の輸入を未然に防止するために、輸出国の食品衛生に関する制度調査を計画的に実施するとともに、検査命令が実施されている食品等について、輸出国政府に対し違反原因の究明、再発防止を要請している。 ・ また、輸入者に対しては、食品安全基本法第8条に基づく食品等事業者の責務、食品衛生法第3条に基づく輸入食品の安全性の確保について指導している。さらに、検疫所では輸入前指導(輸入相談)を実施し、法違反に該当する食品等の輸入を未然に防止している。 ・ 輸入時段階では、年度ごとに計画的に実施するモニタリング検査及び規格基準等の違反の可能性が高い食品を輸入する者に対し輸入の都度検査を実施させる検査命令により安全を確保している。 ・ 以上を踏まえ、輸入食品の適切な監視指導を実施するため、本指標を設定する。	輸入食品の規格基準等の違反は突発的事情により起こるものであることから、計画的な目標値を立てることが困難であることを考慮し、過去5年の件数の平均以下を目標値とする。 ・令和7年度 輸入食品監視指導計画 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000200506_00003.html ・令和6年度 輸入食品監視指導結果 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59742.html (参考)平成30年度実績:780件、令和元年度実績:763件、令和2年度実績:691件
達成手段2 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度 予算額	関連する 指標番号	達成手段の概要等					行政事業レビューシート予算事業ID	
		予算額	予算額									
(3)	輸入食品の検査に必要な事業 (平成11年度)	※	※	※	4	※					002365	
		※	※									
(4)	輸入食品の監視体制強化等事業(再掲) (平成21年度)	※	※	※	5	※					002357	
		※	※									

達成目標3について														
測定指標(アウトカム、アウトプット)		基準値		目標値		年度ごとの目標値(参考値)					測定指標の選定理由	目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
						年度ごとの実績値								
		基準年度		目標年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
6	食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合(アウトカム)	—	—	80%以上	令和7年度	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上	・食育基本法第16条に基づき、「食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため」に、食育推進会議(総理(会長)、関係関係、民間有識者で構成)で食育基本計画を作成している。 ・第4次食育推進基本計画(令和3年度～令和7年度)第1.2(7)において掲げている基本的な取組方針「食品の安全性の確保等における食育の役割」は施策内容に資することから、当該計画第2.2(15)において定められている目標値(「食品の安全性に関する基礎的な知識を持っている国民の割合」を80%以上とすること)を目標値として設定する。 ・第4次食育推進基本計画 https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kannrennhou-24.pdf (参考1)直近の実績値である令和56年度の実績値(74.8%)は、分母:有効回収数(2,365人)、分子:「食品の安全性について基礎的な知識を持ち、自ら判断する」と回答した人の人数(1,769人)から算出したもの。 (参考2)平成30年度実績:77.0%、令和元年度実績:79.4%、令和2年度実績:75.2%	左記のとおり。		
(参考指標)						令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度				
7	食品の安全に関する意見交換会への参加者数 出典:健康・生活衛生局食品監視安全課					3,432名	3,408名	7,101名	11,828名		食品の安全に関する意見交換会への参加者数については、国民の食品安全に対する意識を一定程度反映するものと考えられることから参考指標とした。 (参考)平成30年度実績:5,186名、令和元年度実績:3,330名、令和2年度実績:8,793名			
達成手段3 (開始年度)		令和5年度	令和6年度	令和7年度	関連する	達成手段の概要等						行政事業レビューシート予算事業ID		
		予算額	予算額										予算額	指標番号
		執行額	執行額											
(5)	食品安全に関するリスクコミュニケーション事業 (平成15年度)	※	※	※	7	※						002364		
		※	※											
(6)	カネミ油症患者の健康実態調査事業 (平成25年度)	※	※	※	-	※						002366		
		※	※											
施策の予算額(千円)		令和5年度				令和6年度				令和7年度		政策評価実施予定時期	令和4年度	
		2,768,726				3,675,851				3,708,670				
施策の執行額(千円)		2,576,089				2,396,264								
施策に関係する内閣の重要施策 (施政方針演説等のうち主なもの)		施政方針演説等の名称						年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
		第213回通常国会 衆議院厚生労働委員会厚生労働大臣所信表明						令和6年3月8日		生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律により、今年の四月に予定されている食品衛生基準行政及び水道行政の円滑な移管を図るとともに、広域的な食中毒事案への対策強化等に着実に取り組む				

(※) 「達成手段」の事業のうち、行政事業レビューの対象事業（「行政事業レビューシート予算事業ID」欄に記載があるもの）の「予算額」、「執行額」及び「達成手段の概要等」については、「行政事業レビュー見える化サイト」（<https://rssystem.go.jp/top>）の行政事業レビューシートを参照